

という保証は皆無である。そして付加価値税は間接税であるから国税通則法により記帳が義務づけられる。にも拘らず、零細企業の多い我国では問題が多く、これらの企業についてそのまゝ納税企業として適用することは困難である。そこで、ドイツのような推計課税が考えられるであろうが、この場合、税の転嫁関係は全く不明となるし、収税官吏の恣意が介在し易くなり、種々トラブルの因となることが考えられる。

付加価値税の導入は計算事務の煩雑をもち、税理士業務とも関連が生じるであろう。税理士の職域が拡大されるという論議は全くナンセンスであるとしても、単なる計算原形に転落してしまふ可能性とこの計算事務専従の所謂臨時税理士ともいふべき制度の生ずる余地もあり得る。この点についてはさらに深く考える必要があるが、紙面の余白が少なく、出来れば別の機会にゆづりたい。と

の基礎をゆり動かすような問題に発展する可能性を恐れねばなるまい。付加価値税の導入は、企業経営、税理士制度等に対するのみならず、大きく国民生活に変化をもたらし得るであろう。何故、付加価値税の導入を急がねばならないのか。

防衛庁予算、公共事業費等を中心に年々膨張を続ける国家予算の財源として税の自然増収だけではどうしようもない。四次防衛を控え、累積した赤字公債の償還を控え、何ら具体的な計画を与えずに「高福祉高負担」を唱

でも、その幻影だけで国民のコンセンサスを得ようとしてもかなわぬことである。本場に政府が「高福祉高負担」を論ずるのであれば、先ず、その具体的な内容を示し、そしてその計画を裏付ける財政支出計画が示されるべきである。仮に「高福祉高負担」論に組するとしても、その段階を踏まないことには議論は始まらないであろう。

「付加価値税はすぐれた税金か？」

東京 田中政明

△はじめに△
水田大蔵大臣は「付加価値税は昭和四八年七月迄に実施する」と新聞が報道している。

昭和四五年八月の自民党欧州税制調査団団長であった氏は「勉強を重ねた結果、付加価値税は消費税としては、負担の公平という観点からも、その経済的効果の観点からも、現段階において最も進んだ制度である」と考え、これを受けた税制調査会基本問題小委は「最もすぐれている」ということで意見が一致した」といふ。さらに昭和四六年七月税制調査会答申は付加価値税方式が「最もすぐれた制度である」と考えられる」と発表した。

着々と実施に向つて歩を進めるこの新税は、我々税理士をも含めた国民大衆が身近なものとして受け止めなければならぬし、実施によって起る諸影響も併せて考える必要がある。

政府はわが国の税体係における間接税の地位が急激に低下している事を理由に上げるが、この直間比率の逆転が昭和十五年戦時税制への切換の際給与所得者に対する源泉徴収制度施行による大衆課税強化のため逆転した

るのであれば、先ず、その具体的な内容を示し、そしてその計画を裏付ける財政支出計画が示されるべきである。仮に「高福祉高負担」論に組するとしても、その段階を踏まないことには議論は始まらないであろう。

事実もう忘れてしまつたとも思っているのだからか？
又、最近における消費の動向に適応した消費課税のあり方として個別消費税に替えてこの税を導入することが適当であると言われるほど、我々の所得がGNP並みに高まり、社会福祉もゆりかごから墓場まで完備されていくのであろうか？
まず、これらの基本的な問題からこの新税の意味する事を考えねばなるまい。

△物価を騰貴させる付加価値税△
すでに各種の出版物、特に最近元大蔵大臣推薦とか、元大政翼賛会幹部執事のPR誌など各種出版物も数多く出ており、新税の仕組み解説にわたる事は避けるが、他方付加価値税導入による物価値上げは避けることが出来ない事実として既に国民的資料の上で立証されていることを知らねばならない。

最終的負担が業者者に転嫁する事はこの税制の基本的前提であり、このため一般消費税(間接税)としてはつきり位置づけられている。

あるが、消費者転嫁を前提として、全消費物品に課せられる付加価値税実施の中で、庶民にとって選択の自由があるかどうかは言う迄もないところで、当局も新しい理論を作り変えねばならなくなるであろう。

しかも激しい抵抗と混乱と物価騰貴の中で、やっとなり付加価値税に到達した事実を抜きに、水平的公平を軽々に論ずるべきではないと思う。

△中小企業への影響△
もし付加価値税実施という事になれば担税者は全国的になるし、納税義務者の数も膨大なものとなるであろう。
そこで問題は記帳義務である。従来課税は国税通則法制定、国税通則法改正(不服審判所)に際して事あるごとに記帳義務を採り上げてきた。日本でも実施を予定している付加価値税が加算法か、控除法かはいかがい知れないところであるが水田報告後の動きを見るとE型(控除法)を志向している。E型の特徴として、発生主義どころか、それを上廻つて前受金、賦払金、賦払契約をもすべて課税標準としていることである。

これらの契約は統一した様式による法定伝票の領収書、請求書、納品書により初めて前段階税額が控除されることになる。そこで各業者間の相互けん制が行なわれる事になる。自家消費、贈与、交際費等の課税標準に計算される。これらは完全に記帳されねばならない。これは大変な仕事である。しかもこの税金に事実認定は関係ない、只々証ひの裏付けと、この証ひを添付した佐藤方式による予納申告により表現される。売上は完全備の中で五〇年の歴史を持つ売上税の土壌の上に、

この他免税業種が税額控除不能になり損することもある。免税の断念規定など多くの問題があり過ぎる。中小零細業者の定率課税(実質的企業課税)を増やすなどということになれば、も早直接税にほかならない間接税となつてしまふであろう。△税理士と付加価値税△以上述べたように記帳義務が増加することである。納税者の代理人として位置づけられた我々として、誰のためのプロフェッショナルでなければならぬかは明らかである。今こそ税の専門家として自から定められた立場に基づき、

この付加価値税を研究せねばならない時ではなからうか。

我々は「整理士」となり、法改正でもして「税務監査」を入れてもらい代書整理業に精出すしかあるまい。
納税者の急激な増加は、同時に膨大な税務職員を必要とする。機構改革による統括官制度もその一端ではなからうか。大中署における部門別で、これを小規模複署の一統括官が直接間接を扱う方式に各部門を置きかえれば、新たに機構を作り直す必要もなく、三税協力方式で才入庁と名前を変えれば地方税の八万数千をこの機構に加えることも容易に出来るであろう。

税理士法五〇条の臨時税理士を通常税理士に変えれば、これ又人員の増加も簡単なものである。△誰のための付加価値税か△
佐藤進教授は「もつともすぐれた」という事の内容について疑問を呈しているが、我々もまた、この税は誰のために「もつともすぐれた税」であるかを知らなければならぬ。税理士法改正第二次試案第一条で税理士を納税者の代理人として位置づけた我々として、誰のためのプロフェッショナルでなければならぬかは明らかである。今こそ税の専門家として自から定められた立場に基づき、

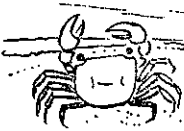
この付加価値税を研究せねばならない時ではなからうか。

この付加価値税を研究せねばならない時ではなからうか。

この付加価値税を研究せねばならない時ではなからうか。

編集後記

五周年記念シンポジウムとして、付加価値税がとりあげられました。われわれ青年税理士としても、重要課題のひとつであり、研究を要すると思えますので、ここに特集号をお届けしました。



全国青年税理士連盟
 東京都目黒区碑文谷 1丁目19番13号
 電話(03)716-5382-7563
 〒152
 理事 土村昭 事務 所
 発行人 会長 村田 昭
 編集人 広報部長 吉原 登一